

# 板橋区公式ホームページ広告掲載取扱基準

(平成 20 年 2 月 22 日政策経営部長決定)

(目的)

第 1 条 この基準は、板橋区が開設する公式ホームページ（以下「区ホームページ」という。）へ掲載する広告の取り扱いに関し、板橋区広告掲載要綱（平成 19 年 3 月 16 日区長決定。以下「要綱」という。）第 5 条第 1 項に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(規格)

第 2 条 1 枠あたりの広告の規格は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 天地 45 ピクセル、左右 150 ピクセル
- (2) 4 キロバイト以内
- (3) GIF 形式（ただし、アニメーション GIF を除く。）

(区ホームページへの設定)

第 3 条 区は、区ホームページへの広告の設定に際し、次の各号のとおりとする。

- (1) 広告画像の代替テキストとして、区ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「掲載申込者」という。）の名称に、「のバナー広告」を付す。
- (2) リンク先アドレスは、掲載申込者の指定するホームページとする。

(掲載場所)

第 4 条 広告を掲載する場所は、トップページの次の階層にあるサブトップページ全 8 ページ内に設ける。

(掲載数等)

第 5 条 サブトップページ 1 ページに掲載する広告数は 15 枠以内（以下「掲載可能枠数」という。）とし、サブトップページ 8 ページ全てで、同一広告を同一順により掲載する。

(取扱単位)

第 6 条 掲載申込者の 1 枠の申し込みにつき 1 口として扱う。

(掲載期間)

第 7 条 広告の掲載期間は、年度を区切りとし、1 か月以上 12 か月以内の 1 か月単位とする。

2 掲載期間中、区の都合により区ホームページを休止又は閉鎖したときは、その時間に応じ、次のとおり広告の掲載期間を延長する。

- (1) 24 時間を超え 48 時間以内 1 日
- (2) 48 時間を超え 72 時間以内 2 日
- (3) 72 時間を超えたとき 閉鎖した日数+1 日

(掲載料基準額)

第 8 条 1 か月あたりの基準額は、1 口 20,000 円以上とする。

(申込掲載料)

第 9 条 掲載料は、掲載申込者が前条に定める基準額を考慮し、任意の金額を設定し申し込む。ただし、1 か月あたりの掲載料は 1 円単位とする。

(申込方法)

第 10 条 掲載申込者は、広告掲載申込書（別記第 1 号様式。以下「申込書」という。）に広告原稿（以下「原稿」という。）を添えて、区に申し込む。

(掲載の決定等)

第 11 条 区は申込書を受理したときは、要綱第 3 条及び同第 4 条に基づき掲載の可否を審査する。

なお、区は申込内容について、掲載申込者と協議し、変更できるものとする。

2 掲載順位は、申し込み掲載料の高い順に決定する。

なお、申込掲載料が同額の場合は、次の優先順位により決定する。

- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| (1) 掲載希望期間の短期のもの            | 第一位 |
| (2) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの    | 第二位 |
| (3) 公共的性格を有する私企業            | 第三位 |
| (4) 区内に事業所や営業所を持つ掲載申込者によるもの | 第四位 |

3 前項の優先順位をもっても掲載順位が決まらない場合は、くじにより決定する。

4 掲載期間満了等により掲載可能枠数に広告未掲載の枠が生じた場合は、既に掲載している広告の順位を繰り上げて掲載することとし、新たに掲載する広告は先に掲載している広告の下部に掲載する。

(審査結果の通知)

第 12 条 掲載を決定したときは、掲載決定の通知（別記第 2 号様式）を掲載申込者に通知する。

2 非掲載を決定したときは、非掲載決定の通知（別記第 3 号様式）を掲載申込者に通知する。

(原稿の提出)

第 13 条 前条第 1 項の通知を受けた掲載申込者（以下「広告主」という。）は、区の指定する方法により原稿を作成し、区が定める期日までに提出する。

2 区は、掲載期間満了をもって、前項の原稿の保管を終了する。

なお、原稿は返還しない。

(掲載料の納付)

第 14 条 広告主は、区の指定する期日までに、掲載料を一括前納しなければならない。ただし、区が特に認めたときは、この限りでない。

(掲載の取消し)

第 15 条 区は、要綱第 4 条第 2 項に定めるほか、広告主に掲載の決定を通知してから掲載するまでの間に、広告主又は広告内容が、要綱第 3 条第 1 項及び同第 4 条第 1 項に該当

することとなった場合は、要綱第4条第2項により掲載の決定を取り消すことができる。

2 前項の確認範囲は、リンク先のトップページ及びその次の階層にあるページとする。

(掲載期間の短縮)

第16条 広告主は、掲載期間の短縮を申し出ることができる。ただし、掲載料の日割計算は行わない。

(広告掲載料の還付)

第17条 区は、既納の広告掲載料を還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載することができなかつたときは、その一部又は全部を還付することができる。

(広告主の責務)

第18条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 原稿の作成経費は、広告主が負担する。

(委任)

第19条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、広聴広報課長が定める。

付 則

この基準は、決定の日から施行する。ただし、施行の際、現に広告掲載決定の通知を受けているものについては、なお従前の例による。

付 則

この基準の一部改正は、平成24年2月17日から施行する。